

経済産業省委託事業

ASEAN における実用新案/小特許に関する制度の調査

2014 年 2 月

日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産部

協力

Mori Hamada Matsumoto (Singapore) LLP

第 11 章 ベトナム



ベトナム知的財産法 (Law on Intellectual Property) ²¹ 上、特許及び実用新案のいずれも発明 (Invention) というカテゴリーに属しており、特許の要件としては、(i)新規性 (novelty)、(ii)進歩性 (inventive step)、(iii)産業上の適用可能性 (susceptible of industrial application) の 3 つが挙げられており (第 58 条第 1 項)、実用新案の要件としては、(i)新規性 (novelty)、(ii)産業上の適用可能性 (susceptible of industrial application)、(iii)周知性を満たさないこと (Unless it is common knowledge) の 3 つが挙げられている (ベトナム知的財産法第 58 条第 2 項)。なお、特許の保護期間は 20 年、実用新案の保護期間は 10 年となっている (ベトナム知的財産法第 93 条)。

1. 方式審査の有無、内容

特許と同様に、実用新案の方式審査が行われる (ベトナム知的財産権法第 100 条)。かかる審査では、出願において必要な書類 (所定書式での申請書 (declaration in the prescribed form)、特許明細書 (patent specification)、手数料の支払済証明書 (evidence of fees paid)、翻訳 (language and translation)、委任状 (power of attorney)、優先的主張 (priority claim) 等) が全て揃っているかが審査される。また、これらの書類は、以下に述べるような法に規定される書式及び内容を満たさなければならない。

ベトナム知的財産法 第 109 条 工業所有権登録出願の方式審査
工業所有権登録出願は、それらの方式上の有効性を証明するために方式について審査される

(2) 工業所有権登録出願は、次の状況では方式上有効とはみなされない。

- (a) 出願が方式要件を満たさないこと (注: 第 100 条に定められる)
- (b) 出願の主題が保護に適格でないこと (注: 第 59 条に定められる)
- (c) 出願人が登録を受ける権利を有していないこと。当該権利が複数の者に属するが、そのうちの 1 人又は複数の者が出願の遂行に同意しない場合を含む。
- (d) 出願が第 89 条に規定する出願方法に反して行われたこと

²¹ JETRO の日本語訳 (http://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzi-att/legal_38.pdf)
WIPO の英語訳 (2009 年改正) (http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=182541)
WIPO の英語訳 (2005 年制定法) (http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=274445)

(dd) 出願人が手数料及び料金を納付していないこと

ベトナム知的財産法 第 100 条 工業所有権登録出願に係る一般的要件

- (1) 工業所有権登録出願は、次の書類から構成される。
 - (a) 所定の様式による願書
 - (b) 第 102 条から第 106 条までの規定に従い保護を求めてクレームされた工業所有権を特定する書類、見本、情報
 - (c) 出願が代理人を通じて行われるときは、委任状
 - (d) 出願人が登録を受ける権利を他人から取得したときは、その権利を証明する書類
 - (dd) 優先権を主張するときは、それを証明する書類
 - (e) 所定の手数料及び料金の領収書
- (2) 工業所有権登録出願書類及び出願人と国家工業所有権庁との間の通信書類は、ベトナム語により作成しなければならない。ただし、次のものは例外として、他の言語により作成することができるが、国家工業所有権庁の請求があればベトナム語に翻訳しなければならない。
 - (a) 委任状
 - (b) 登録を受ける権利を証明する書類
 - (c) 優先権を証明する書類
 - (d) 当該出願を支持する他の書類
- (3) 工業所有権登録出願の優先権を証明する書類には、次のものを含める。
 - (a) 受理官庁により認証された最初の出願書類の写し
 - (b) 他人から取得したときは、優先権の譲渡証書

ベトナム知的財産法 第 59 条 発明として保護されない主題

次の主題は、発明として保護されないものとする。

- (1) 発見、科学的理論、数学的方法
- (2) 精神活動の実行、飼育動物の訓練、ゲーム、事業遂行を行うための計画、企画、規則又は方法、コンピュータ・プログラム
- (3) 情報の提示
- (4) 審美的特徴のみの解決
- (5) 植物品種、動物品種
- (6) 植物及び動物の生産のための本質的に生物学的性質の方法であって、微生物学的方法以外のもの
- (7) ヒト又は動物のための疾病予防、診断及び治療

2. 実体審査の有無、内容

特許と同様に、実用新案の実体審査が行われる（ベトナム知的財産法第 113 条第 2 項）。かかる審査では、実用新案として承認されるための条件（(i)新規性²²、(ii)産業上の適用可能性²³、(iii)周知性を満たさないこと）を満たすか否か、先願主義（the first-to-file principle）を充たすか否かが審査され、当該実用新案の保護範囲が明確にされる。

なお、実用新案登録出願における審査請求期間は出願日又は優先日から 36 ヶ月以内であり（同条第 2 項）、その間に審査請求が為されなければ出願が取り下げられたものと見なされる（同条第 3 項）（なお、特許出願の審査請求期間は 42 ヶ月である（同条第 1 項））。

3. 同時出願の可否

実用新案及び特許権の同時出願を行うことはできない。ただし、特許の出願を行った場合において、例えば進歩性（inventive step）の要件を満たさないとき等に、当該出願を実用新案としての出願に変更することは可能であり、また逆に実用新案出願を特許出願に変更することも可能である（ベトナム知的財産法第 115 条第 1 項 dd 項）。

4. 権利行使要件—技術評価書に準ずる審査の要否—

ベトナムでは、上記 2 で述べた通り実用新案出願についても実体審査が行われる。したがって当該審査を経て登録される実用新案を行使する場合、日本における実用新案技術評価書又はこれに類する書類は要求されていない。なお、実務上、実用新案に係る権利の保有者は、the Vietnam Intellectual Property Institute (VIPRI) に対して、当該実用新案に関する権利侵害についての評価を求めることができる。また、実用新案に係る権利の保有者は、VIPRI に対して、当該実用新案の権利侵害者に対する何らかのアクションを起こすよう関連当局に求めることを要求することができる。

5. 登録された権利を無効にし又は取消するための手段

知的財産法第 96 条第 1 条は、産業財産権（実用新案を含む）が無効となるケースとし

²² 知的財産法第 60 条第 1 条によれば、「発明登録出願の出願日又は優先日前に、ベトナムの国内外において、使用すること又は書面での説明若しくはその他の形態での方法によって、公然と開示されていない場合において、発明は、新規であると見なされる」と規定されている。なお、同条第 2 項によれば、「発明は、守秘義務を負う限られた者にのみ開示されているに過ぎない場合には、未だ公然と開示されていないものと見なされる」と規定されている。

²³ 知的財産法第 62 条によれば、「発明は、当該発明の主題となる、製品の大量生産若しくは製造、又はプロセスの反復適用を実行し、かつ、安定した結果を達成することが可能である場合、産業上の適用可能性あるものと見なされる。」と規定されている。

て、(i)登録出願者が登録を受ける権利を有さず、又は当該権利の譲渡を受けていない場合、(ii)産業財産権（実用新案を含む）の主題が、保護の承認を受けた日において保護の要件を満たしていなかった場合を挙げており、また、知的財産法第 96 条第 2 条は、(iii)産業財産権（実用新案を含む）が保護の要件を部分的に満たしていなかったときは部分的に無効となると規定している。

そして、産業財産権（実用新案を含む）の権利が侵害されていると主張する者又はその他第三者は、National Office of Intellectual Property (NOIP)に対して、上記の無効条件を満たすことを証明する証拠をもって、産業財産権（実用新案を含む）の消滅手続を申請できる。

なお、NOIP の決定に不服がある場合には、上記の申請人は、the Ministry of Science and Technology (MOST)又は裁判所に対して、不服申し立てを行うことができる。

6. 不正に取得された実用新案が無効にし又は取り消された事例

ベトナムでは、冒認出願実用新案を無効とした実例等を公開したデータベースは存在せず、また、裁判所も情報を提供する義務を負わないため、冒認出願実用新案を無効とした実例は確認できないとのことである。

7. 不正に取得された実用新案権が権利行使された場合の抗弁

(1) 先使用の抗弁

ベトナム知的財産法第 60 条第 1 条によれば、「発明登録出願の出願日又は優先日前に、ベトナムの国内外において、使用すること又は書面での説明若しくはその他の形態での方法によって、公然と開示されてない場合において、発明は、新規であると見なされる」と規定されている。したがって、ベトナムの国内外で関連する発明（実用新案を含む）が使用されていること（先使用）を抗弁として主張できる。

(2) 外国における公知の抗弁

上記(1)と述べたように、ベトナムの国外で関連する発明（実用新案を含む）が公然と開示されていること（外国における公知）を抗弁として主張できる。